

税理士
法人

AIF事務所便り

2025.7.1/396号



contents

- ◆ 届出をしたのに支給はゼロ 事前確定届出給与の不支給
- ◆ 輸出物品販売場制度の見直しについて 税理士 珍田高穂
- ◆ 人手不足に勝つ会社とは
- ◆ 60代以上の資産運用 これは絶対ダメ！ 税理士 今西崇男

届出をしたのに支給はゼロ 事前確定届出給与の不支給

「事前確定届出給与」とは？

株主総会のシーズンになりました。「事前確定届出給与」の届け出を検討している会社も多いのではないのでしょうか。

「事前確定届出給与」とは、損金算入できる役員給与の類型の一つ。事前に役員別の支給日・支給金額を記載した「事前確定届出給与に関する届出書」を税務署に提出し、その届出通りに支給された場合に損金算入が認められるという制度です。会社が役員に賞与を支給したいときに、総会等の決議を取った上で用いられます。届出の提出期限は、次のいずれか早い日となります。

- ① 株主総会決議日（又は職務執行開始日）から1ヵ月を経過する日
- ② 期首から4ヵ月を経過する日

実際に届出通りに支給しない場合はNG

この場合、届出額と実際の支給額が異なる場合には、支給額は損金算入できません。届出額との差額は未払の状態だという主張は通らないでしょう。ただし、役員の職制上の地位の変更や、職務に重大な変更がある場合（臨時改定事由）、会社の経営状態が著しく悪化した場合（業績悪化改定事由）には、変更届出書を出すことができます。

届出をしたのに全く支払わなかった場合

ここで問題となるのは、届出は出したけれども、実際は全く支給しなかったケースです。支給がなければ、否認する金額もゼロですが、懸念事項があります。株主総会等で決議をしている限り、法人には給与の支給義務があるという考え方があるのです。この場合、税務の仕訳では、役員給与と給与債務の免除益が両建てとなります。

$(役員報酬) \times \times \times (未払金) \times \times \times$ $(未払金) \times \times \times (債務免除益) \times \times \times$

上記の役員給与は、実際の支給がないため、「事前確定届出給与」に当たらず、損金不算入となるのでは？ということです。

支給時期「前」に辞退しておくべき

この対策として、支給時期の到来前に臨時株主総会等で不支給の決議を取り、受領辞退することが考えられます。役員給与が損金不算入とされても、法人税の通達に「未払給与を支払わなかった場合の特例」があり、一定の場合には、債務免除益は益金不算入とする取扱いがあります。所得税の通達にも、受領辞退をした場合、給与課税は行わないという取扱いがあります。



事前確定給与支払い0円の場合、臨時株主総会で不支給の決議を忘れない

輸出物品販売場制度の見直しについて

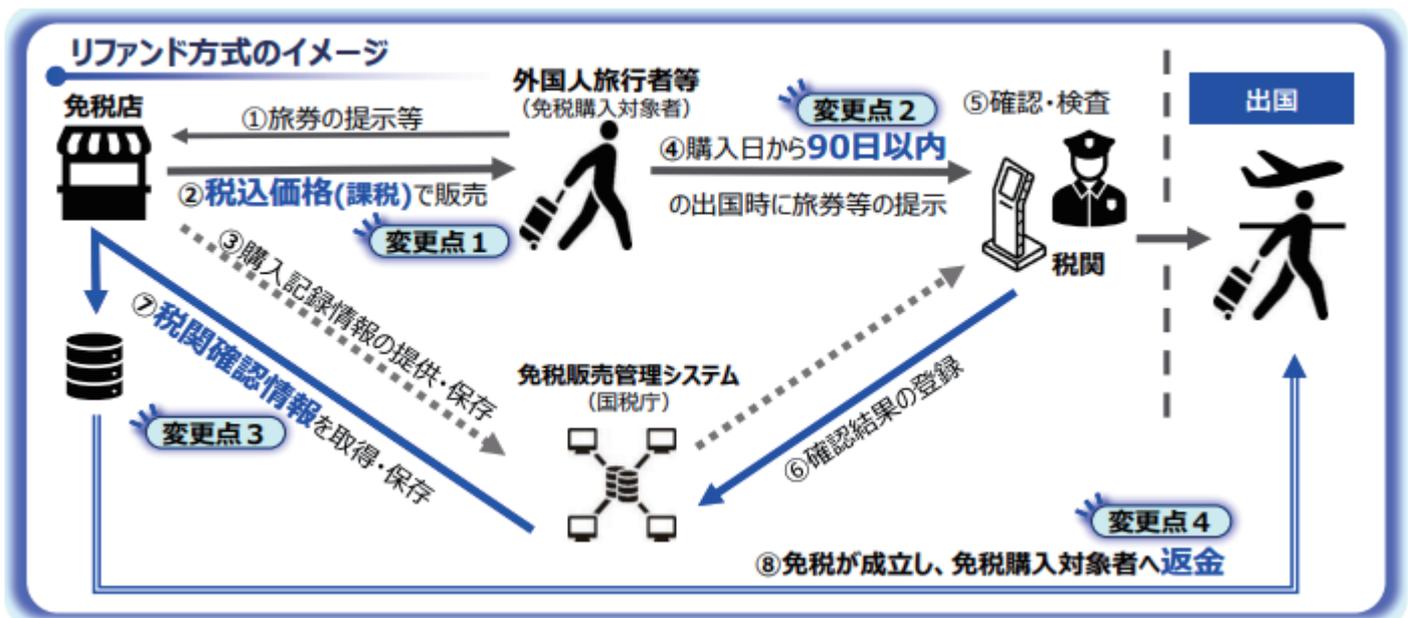
●概要

令和8年11月1日から、免税店で購入した物品の横流しを防止する目的から、外国人旅行者が免税店で買い物をした際に消費税額を除いた金額を支払う現行の制度から、免税店において税込価格で行った免税対象物品の譲渡について、外国人旅行者の出国時にその免税対象物品を持ち出すことが確認された場合に、輸出物品販売場を運営する事業者から外国人旅行者に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直しが行われます。

経理処理につきましては、販売時に課税売上で計上し、税関確認情報を取得しましたら免税売上に振り替えることとなります。

●主な変更点

- ① 輸出物品販売場は、外国人旅行者等の免税購入対象者に対して一定の方法により税込価格で免税対象物品を販売【変更点1】することとなります。
- ② 免税購入対象者は、その免税対象物品を国外に持ち出すことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認【変更点2】を受けることとなります。
- ③ 輸出物品販売場を運営する事業者は、その販売情報等（購入記録情報）及び免税対象物品の持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）を保存【変更点3】することで、免税の適用を受けることとなります。
- ④ 輸出物品販売場を運営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に消費税相当額を返金（リファンド）【変更点4】することとなります。



国税庁：輸出物品販売場制度のリファンド方式への見直し

人手不足に勝つ会社とは

人手不足の現実と向き合う

「求人を出してもまったく応募がない」特に飲食・小売・建設・運送等ここ数年、そんな声が一層増えてきました。最近花形の IT 産業でも、2025 年に入り、正社員の人手不足感は過去 5 年間で最も高まっています。中小企業にとっては給与や待遇で大企業に勝つのが難しい中、どう人材を確保するかが生き残りの分岐点になります。確かに「人がいない」ことは事実ですが、それ以上に「選ばれていない」ことに気づく必要があります。

賃上げだけでは人は動かない

今後大手企業で大幅な賃上げが予想されています。中小企業にとってこれは大きな脅威です。ただし、給与だけを軸にして勝負するのは得策ではありません。実際、転職市場では「どんな人と働くか」「成長できるか」「自分の存在意義を感じられるか」といった非金銭的な要素を重視する若手が増えています。だからこそ、中小企業の強みである「経営者の想い」や「人との距離の近さ」を武器にすべきなのです。

理念が共感を生む時代

採用の場面で改めて重要になるのが、「なぜこの会社をやっているのか」という経営者の言葉です。理念や価値観を明文化し、それを面接や求人票で語れる企業は、たとえ小規模でも「ここで働きたい」と思わせる力を持ちます。一方で、求人票に事業内容と勤務時間しか書かれていない会社は、情報不足で選ばれない時代になっています。

柔軟な働き方への対応を

2025 年現在、テレワークやフレックス制度は一部の大企業に限らず、地方の中小企業にも浸透し始めています。特に子育て世代やシニア人材にとって、時間や場所の柔軟性は魅力です。難しく考える必要はありません。「週 1 は在宅 OK」「朝は 10 時からでも大丈夫」といった小さな工夫が、大きな差を生みます。多様な人材が活躍できる環境は、今後の中小企業にとって採用力の根幹となります。

これからの人材確保は「戦略」

人手不足の今、「募集を出す＝採れる時代」は終わりました。採用こそが中小企業経営における最大の経営戦略です。理念を言葉にし、職場の雰囲気や丁寧さを伝え、柔軟な働き方を用意する採用難の時代だからこそ、知恵と工夫で“選ばれる会社”になっていきましょう。

<具体的な採用戦略の提案>

- ① 10 年、20 年、30 年の入社後のイメージ、設計図を創る（例：店長・のれん分け等）
- ② 給与の透明化、業績給の導入
- ③ 職業訓練・学習機会の提供・資格取得支援
- ④ 老後の安心、退職金制度の充実
- ⑤ 社宅等で手取りを増やす、地方出身者の上京をしやすくする
- ⑥ 現在の社員の紹介手当制度等（親子 3 代で勤務されている顧客もいます）



60 代以上の資産運用 これは絶対ダメ！

60 代以上の特徴

- ・定年が伸びたにせよ、再雇用では労働による収入の減少。投資で失敗すると挽回しにくい。
- ・退職金等が入って資金があり、住宅ローンの返済が終わった、または終わりそう。
- ・若い世代より投資できる期間が短い。増やすよりも減らさない投資に心がける必要がある。

60 代以上がやるべき投資

① 投資を早く始めて投資期間を長くとる

景気の良い悪いというサイクルは 10 年で一巡します。最低 10 年の長期で投資を考えましょう。

② NISA 口座を活用する

通常は 20%の所得税が課税されますが、1,800 万円までは非課税となります。

預金金利は定期預金でも 0.2%程度ですが、インフレ率は 2.7%で、実質現金の価値は 2.5%増加します。

全世界株式の投資信託は、先進国 + 後進国約 2,600 社の株式に分散投資されていますので、例え 1 社が破綻しても 1/2,600 のリスクです。個別株式投資は東京電力を見ても危険です。個別企業や国家の衰退があっても過去 200 年の時間で見れば、世界経済は≒4%の経済成長が続いています。

60 代以上が絶対やってはいけない投資 うまい話は詐欺を疑え！

① すべて銀行預金にする

上記で述べたように、2024 年はインフレ率 2.7% だったため、2.5%預金価値が減少してしまいます。まずは生活用資金だけ普通預金に残し、短期の定期預金にしましょう。

② 退職金を一括投資

生活用普通預金・短期の定期預金・積立 NISA、次に特定口座での全世界投資信託の順で財産保全しましょう。

金融機関は手数料商売のため一括投資を提案してきます。6 ヶ月定期 1% を釣り餌できますが、一括投資は相場に一喜一憂するため、下落時にパニックとなり、売却すると損失が確定してしまいます。個別銘柄・短期売買を避け、長期の全世界株式等にほったらかし投資しましょう。

③ 個別株・リパレッジ投資・暗号資産・アクティブ投資・不動産投資・外貨建て保険

これらの商品はハイリスク・ハイリターンとなります。投資ではなく投機のため、破綻する可能性が高いです。運用会社を見分ける、手数料をよく調べる、投資会社の倒産リスクも考えることが大切です。

④ 生命保険・医療保険

子供が独立していれば生命保険はいりません。医療保険は日本の高額医療制度がありますので基本いりません。1 日 5,000 円入院保障で月 25,000 円の保険料、注意書きで最高 90 日までとあるため、たった 3 年で掛け損になります。現在日本の平均入院日数は 30 日程度のため、保険よりも貯蓄で対応すべきです。

相続税対策の一時払い終身保険は、相続人 × 500 万円が非課税となりますので、お勧めです。

⑤ 不動産投資

都心は不動産バブルで家賃投資ではマイナスになる可能性が高いです。また、空室リスク・家賃未回収リスクもある上で、固定資産税・維持経費・修繕費等がかさむため、素人が手を出すとやけどする恐れがあります。